

～ 長野県住生活基本計画（H28～37）の推進のために ～

県民の皆様（住まい手・所有者）、**事業者**（作り手・所有者）、住まいに関する各分野の**専門家**、行政を担う**県**、**市町村**など、各主体が**連携・協働**し、一体となって「安心ですこやか、多様な暮らしを支える住まい」をめざします。

県民の皆様（住まい手・所有者）にお願いしたいこと

住宅は個人の資産であるとともに、地域社会やまちなみの重要な構成要素です。豊かな住生活に向けた積極的な取組をお願いします。

○ 住宅の質の維持向上に取り組みましょう。

- ・大規模地震に備えた耐震診断や耐震改修。
- ・省エネルギー化、バリアフリー化、地域資源（県産木材など）の活用など。それぞれ、補助制度があります。

○ 住宅の適正管理に努めましょう。

- ・リフォームや空き家の管理など。相談窓口をご利用ください。

○ まち・むらづくりに積極的に参画しましょう。

- ・景観の育成・保全など。地域主体の活動がコミュニティを育みます。

○ 自らの住まいと暮らしの安定確保に努めましょう。

- ・瑕疵保険^{*}や地震保険など。万が一のために活用をご検討ください。
（※ リフォームや既存住宅売買の瑕疵保険制度があります。）



事業者（作り手・供給者）、専門家・NPO等が期待される役割

● 事業者（作り手・供給者）

- 住まい手・所有者のニーズを的確に把握する。
- 安全で安心な住まいと良質なサービスを提供する。
- 担い手の確保、育成に努める。
- 適切な情報の提供や健全な住宅市場の形成に努める。



● 専門家・NPO等

- 知識や技能を活かし、県民の住まいづくりやまちづくりを継続的にサポートする。

県と市町村の役割

● 県

- 各主体の取組が促進されるように支援や補完する。
- 各分野との連携強化を図り、良質な住まいづくり、まち・むらづくりの実現に向けて総合的な住宅行政を推進する。

● 市町村

- 住民や地域社会に最も身近な基礎自治体として地域の住宅施策を推進する。